

京都廣學館高等学校同窓会会員規約

第1章 総則

第1条 名称

本会は京都廣學館高等学校同窓会と称する。

第2条 事務局

本会は事務局を京都廣學館高等学校内に置く。

第2章 目的及び事業活動

第3条 目的

本会は会員相互の親睦並びに母校の発展及び社会的事業活動に寄与する事を目的とする。

第4条 事業活動

本会は前条の目的を達成させるため、次の事業活動を行なう。

- (1) 会員相互の親睦、交流に資する活動
- (2) 母校の充実、発展に資する事業活動の協力と援助
- (3) 社会的事業活動に資する活動
- (4) その他前条の目的を達成するために必要と認める事業と活動

第3章 会員

第5条 会員は次のとおりとする。

(1) 正会員

京都廣學館高等学校の卒業生並びに南京都高等学校の卒業生
及び南京都商業高等専修学校の卒業生とする。

(2) 特別会員

京都廣學館高等学校並びに南京都高等学校及び南京都商業高等専修学校で
教員の職に在った者のうち希望する者並びに同窓会趣旨に賛同する者

第6条 会費

会員となるものは第20条に規定する会費を納入するものとする。

第4章 役員等

第7条 種別

本会に役員及び幹事(以下役員等という)をおく。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 会計
- (4) 会計監査
- (5) 幹事
- (6) 幹事長

第8条 員数

前条の役員等は次の方法で選出する。

- (1) 会長は、正会員のうちから役員会で1名選出する。
- (2) 副会長は、正会員のうちから役員会で1名選出する。
- (3) 会計は、正会員のうちから役員会で1名選出する。
- (4) 会計監査は、正会員のうちから役員会で2名選出する。
- (5) 幹事は正会員のうちから役員会で若干名選出する。
- (6) 幹事長は幹事のうちから役員会で1名選出する。

第9条 職務

役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあった時はその職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の収入支出を記録し、その結果を総会で報告すると共に会員に報告する。
- (4) 会計監査は、会計の帳簿並びに証憑類が適切に処理されているか監査を行い、総会で報告する。
- (5) 幹事は、会長、副会長を補佐して、本会の運営にあたり、本会の意思決定に関与する。
- (6) 幹事長は、幹事を統括し本会運営にあたり、本会の意思決定に関与する。

第10条 任期

各役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

但し、辞任又は欠員補充により選出された者の任期は前任者の残任期間とする。

第5章 機関

第11条 種別

本会に次の機関をおく。

第12条 役員会(構成)

役員会は会長、副会長、会計、幹事、幹事長をもって構成する。

第13条 定足数

役員会はその構成員の過半数をもって成立する。

第14条 役員会及び総会の開催

- (1) 会長は毎年1回定期役員会総会を開催する。
- (2) 会長は次の場合、臨時役員会を開催できる。
 - 1、会長が必要と認めた場合。
 - 2、役員の3分の1以上の要請があった場合。

第15条 機能

役員会は会員を代表し、次の事項について決定する。

- (1) 規約の改正
- (2) 会費の改訂
- (3) 事業計画の基本事項
- (4) 会長、副会長、会計、会計監査、幹事、幹事長の選出
- (5) 年度会計予算及び決算
- (6) 同窓会に関する事項
- (7) その他役員会に付議すべき議案

第16条 決議

前条における決議は、役員会出席者の過半数の賛成による。但し、可否同数の場合は会長の決定による。

第17条 事務局

構成及び運営

- (1) 事務局は事務局長、副事務局をもって構成する。
- (2) 事務局長及び副事務局長は正会員及び特別会員の中からか会長が選出する。
- (3) 事務局の運営は、役員総会、臨時役員会等の案内及び会員からの連絡窓口。

第6章 会計

第18条 収入

収入は次による

- (1) 会費
- (2) 寄付金及びその他の収入

第19条 支出

- (1) 支出は前条の収入をもってあてる。
- (2) 一件につき高額の支出がある場合は役員会で可否決定を行なう。

第20条 会費

- (1) 通常会費:卒業時に同窓会費として一人2,000円を徴収する。
- (2) 特別会員費:特別会員となるものに対し、入会時一人2,000円を徴収する。

第21条 会計年度

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 雜則

第22条

本会会員規約に明文のない事項については、役員会で協議の上決定する。

第23条

本会規約は昭和58年2月1日より施行する。

昭和60年	2月	1日	一部改定
平成6年	2月	1日	一部改定
平成25年	7月	1日	一部改定